

とを満たしていないものでございます。

したがいまして、従来、集団的自衛権について、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるものという説明をしている局面がございますが、それはこの第一要件を満たしていないという趣旨で申し上げているものでございまして、お尋ねのような意味で、数量的な概念として申し上げているものではございません。

○安倍 今までの政府答弁の中で、例えば1960年の岸答弁そして林法制局長官の答弁の概要は次のようになっています。

集団的自衛権についての学説、理解は多様であり、その最も典型的なもの、本来的なもの、最も重要視されるもの、本質的な面、中心的な概念とは、武力攻撃を受けた他国をその領土まで出でていって自国同様に守る権利だが、日本は憲法上そういう権利は持たない、だが、言ってみれば、集団的自衛権のそのような核心部分ではなく、周辺部分的なものの保有は日本国憲法の否定するところではない、こう答弁をしております。

この当時は、行使することと保有することを分けて考えておりませんから、有するというのは事実上行使するという意味で答弁をしているわけでありまして、当時は、いわゆる核心的なものは持っていない、そういう形で答えているわけでありまして、しかし、中核概念としては持っていないけれども、その周辺のものについてはいろいろと研究の余地があるし、学説もある、こう答弁をしております。

そしてまた、私がガイドライン法案を審議する国会において高村外務大臣に質問した際、この岸答弁について質問した際、高村外務大臣は次のように答えております。

集団的自衛権の概念は、その成立の経緯から見て、実力の行使を中心とした概念であることは疑いないわけであります。また、我が国の憲法上禁止されている集団的自衛権の行使が我が国による実力の行使を意味することは、政府が一貫して説明してきたところでございます。

こう、当時、高村外務大臣が答えているわけであります。ここで再び、長い間この中核概念ということについてはだれも政府側は持ち出していなかったわけでありますが、高村大臣は、この中核概念であるというふうに述べているわけであります。その中核概念とは実力の行使、いわゆる武力行使そのものということを言っているわけであります。

ですから、それでなければ、それ以外の行為については集団的自衛権の行使としてもこれは考え得る、行使することを研究し得る可能性はあるのではないか、こう思うわけでございますが、法制局長官の御感想をいただきたいというふうに思います。

○秋山 昭和35年の参議院予算委員会におきまして、法制局長官が、例えば日米安保条約に基づく米国に対する施設・区域の提供、あるいは侵略を受けた他国に対する経済的援助の実施といったような武力の行使に当たらない行為について、こういうものを集団的自衛権というような言葉で理解すれば、そういうものは私は日本の憲法の否定するものとは考えませんという趣旨の答弁をしたことがございます。

この答弁は、当時の状況において、集団的自衛権という言葉の意味につきまして、これは御承知のように国連憲章において初めて登場した言葉でございまして、その言葉に多様な理解の仕方が当時は見られたことを前提といたしまして、御指摘のような行為につきまして、そういうものを集団的自衛権という言葉で理解すれば、そういうものを私は日本の憲法は否

定しているとは考えませんと述べたにとどまるものと考えております。

現在では、集団的自衛権とは実力の行使に係る概念であるという考え方が一般に定着しているものと承知しております。

㉕第159回・平成16年2月10日・衆議院・予算委員会・7号5頁（甲A83）

○秋山收内閣法制局長官 従来の私どもの考えについての答弁を踏まえてのお尋ねであろうと思思いますので、その点に絞ってお答えいたします。

我が国が主権国家である以上、国際法上、集団的自衛権を有していることは当然であります。

それで、お尋ねは憲法上どうかという問題でございますが、日本国憲法を含めましていわゆる近代憲法というものは、主権者たる国民がその意思に基づきまして国家権力の行使のあり方について定めまして、これによりまして国民の基本的人権を保障するというところにその基本的な役割があるものと考えております。したがいまして、ある国際法上の権利を国家が保有するかどうかということについて、そういう事柄について定めることは憲法の本来の役割ではないのではないかと思います。

それからまた、我が国の憲法は、集団的自衛権を保有するかどうかについて明文で定めているものでもございませんので、憲法の解釈として、憲法上我が国がこれを保有しているかどうかについて結論を導くことについてはなかなか難しい問題があろうと思います。

ところで、憲法を含め法令の解釈というのは、何らか実際の用に資するために行うものでございます。かねて申し上げているように、憲法9条のもとにおきまして我が国が集団的自衛権を行使することは認め得られないと解される以上、憲法上この権利を保有するかどうかにつきまして論ずることは実際上の利益は余りないのではないかと考えております。

以上申し上げたところが、従来の説明におきまして、憲法は集団的自衛権の保有それ自体について言及しているものではなく、また、我が国として、憲法上、集団的自衛権を行使できない以上、これを持っていけるかどうかはいわば観念的な議論であり、集団的自衛権について憲法上行使できず、その意味において保有していないと言っても結論的には同じであると申し上げてきた理由でございます。

㉖第159回・平成16年2月27日・参議院・本会議・7号8頁（甲A84）

○小泉純一郎内閣総理大臣 集団的自衛権と憲法の問題ですが、現行憲法施行後の国際情勢の推移を踏まえて、集団的自衛権と憲法の関係について様々な議論があることは承知しております。憲法上の問題について、だれもが受け入れる状況の変化の中で時間の経過とともに制定時とは異なる憲法解釈が定着していくというものであれば、解釈の変更も一つの問題解決の方法となり得るものであると考えております。

しかし、解釈変更の手段が便宜的、意図的に用いられるならば、従前の解釈を支持する立場を含めて、解釈に関する紛議がその後も尾を引くおそれがあり、政府の憲法解釈、ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれることが懸念されます。その意味で、私としては、憲法について見解が対立する問題があれば、便宜的な解釈の変更によるものではなく、正面から憲法改正を議論することにより解決を図ろうとするのが筋だろうと私は考え

ております。

いずれにせよ、政府の憲法解釈は今まで一貫してまいりましたし、これまで積み重ねてきた議論を尊重したいと思います。

②第159回・平成16年6月18日・答弁第114号・衆議院議員島聰君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（甲A85）

一について

憲法を始めとする法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また、議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈は、このような考え方に基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然であるとしても、なお、前記のような考え方を離れて政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性質のものではないと考えている。仮に、政府において、憲法解釈を便宜的、意図的に変更するようなことをするとすれば、政府の憲法解釈ひいては憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる。

このようなことを前提に検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することがおよそ許されないというものではないと考えられるが、いずれにせよ、その当否については、個別的、具体的に検討されるべきものであり、

（二）のお尋ねについては一概にお答えすることは困難である。

（中略）その上で、御指摘の「憲法の解釈・運用の変更」に当たり得るものを見れば、憲法第66条第2項に規定する「文民」と自衛官との関係に関する見解がある。すなわち、同項は、「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」と定めているが、ここにいう「文民」については、その言葉の意味からすれば「武人」に対する語であって、「国の武力組織に職業上の地位を有しない者」を指すものと解されるところ、自衛隊が警察予備隊の後身である保安隊を改めて設けられたものであり、それまで、警察予備隊及び保安隊は警察機能を担う組織であって国の武力組織には当たらず、その隊員は文民に当たると解してきていたこと、現行憲法の下において認められる自衛隊は旧陸海軍の組織とは性格を異にすることなどから、当初は、自衛官は文民に当たると解していた。その後、自衛隊制度がある程度定着した状況の下で、憲法で認められる範囲内にあるものとはいえ、自衛隊も国の武力組織である以上、自衛官がその地位を有したままで国務大臣になるというのは、国政がいわゆる武断政治に陥ることを防ぐという憲法の精神からみて、好ましくないのではないかとの考え方立って、昭和40年に、自衛官は文民に当たらないという見解を示したものである。

二について

憲法第9条の文言は、我が国として国際関係において実力の行使を行うことを一切禁じているように見えるが、政府としては、憲法前文で確認している日本国民の平和的生存権や憲法第13条が生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を国政上尊重すべきこととしている趣旨を踏まえて考えると、憲法第9条は、外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が危険にさらされるような場合にこれを排除するために必要最小限度の範囲で実力を行使することまで

は禁じていないと解している。

これに対し、集団的自衛権とは、国際法上、自國と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自國が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止することが正当化される権利と解されており、これは、我が国に対する武力攻撃に対処するものではなく、他国に加えられた武力攻撃を実力をもって阻止することを内容とするものであるので、国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり、憲法の中に我が国として実力を行使することが許されるとする根拠を見いだし難く、政府としては、その行使は憲法上許されないと解してきたところである。

お尋ねのような事案については、法理としては、仮に、個別具体的な事実関係において、お尋ねの「同盟国の軍隊」に対する攻撃が我が国に対する組織的、計画的な武力の行使に当たると認められるならば、いわゆる自衛権発動の三要件を満たす限りにおいて、我が国として自衛権を発動し、我が国を防衛するための行為の一環として実力により当該攻撃を排除することも可能であるが、右のように認めることができない場合であれば、憲法第9条の下においては、そのような場合に我が国として実力をもって当該攻撃を排除することは許されないものと考える。

御指摘の答弁書のお尋ねに係る部分の趣旨及び集団的自衛権に関する政府の憲法解釈の変更についての考え方は、平成14年5月9日の衆議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会における赤松正雄委員の質疑及び本年2月27日の参議院本会議における山本香苗議員の質疑に対する小泉内閣総理大臣の答弁において述べられているとおりである。

## ㉙第173回・平成21年11月4日・衆議院・予算委員会・3号14頁（甲A86）

○鳩山由紀夫内閣総理大臣 私は、憲法の議論、当然国会議員として大いに今日までもやってきたつもりであります。そして今、総理大臣という立場になりました。言うまでもありませんが、現在、それは憲法のすべてに関する遵守義務がある、そのような理解をいたしております。内閣の一員として、当然憲法の理念に沿って行動しなければならないということは御理解を願いたい。そして、私は、一方では民主党の代表という立場でもあります。ぜひ、これは民主党の一員として憲法の議論の中で大いにあずかってまいりたい。憲法の議論をおろそかにするつもりも一切ありません。

したがって、このところは、内閣の一員としての立場と、当然党の代表の立場という両方をうまく理解する中で、ともに行動してまいりたいと思っています。

集団的自衛権の行使に関して、私は、集団的自衛権という言葉 자체が人によって極めてあいまいというか、幅広く使われたり、極めて狭く使われてきた嫌いがあると思っています。本来ならば、そのところの定義をもっとしっかりと行うか、あるいは集団的自衛権という言葉 자체の持つあいまいさというものを払拭させて、もっと別の考え方で日本自身の防衛のあり方を主張する時期をつくらなければならないんじゃないかな、そのように思っています。私の本心というか自分自身の考え方とすれば、当然集団で自衛をするという発想がありますから、米軍に沖縄を中心として基地を貸しているということ自体が集団で自衛をしている、防衛をしているという発想に、当然広く考えればなるわけであろうかと思います。

しかし、一般に議論をされている集団的自衛権というものは必ずしもそうでないことも理解をしております。すなわち、例えば日米同盟というものがある。この同盟関係を結んでい

る一方のアメリカの本土が、例えば、何らかどこかの国によって攻撃を受けたときに、果たして日本がそれに対して武力行使というものを行ってよいかどうかという発想があります。  
そういうた発想が、私は、基本的に言っている、憲法9条の中で日本がとるべきではないと言っている集団的自衛権の発想だと思っておりまして、その意味では、私は、現在の憲法9条の解釈をこの内閣において現在のところ変えるつもりはありません。

○鳩山 集団的自衛権の定義は、まさに石破議員のおっしゃるとおりで、すなわち政府の解釈をしている集団的自衛権というものは、我が国と密接な関係がある外国に対する武力攻撃に對して、自国が直接的に攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する、すなわち武力行使をするという行為である。そのことに関しては、当然、集団であれ個別であれ、国としては自衛の権利は有しているけれども、憲法上その行使は認められないという立場。それは、この新しい政権においても、私どもとすれば、その思いをそのとおりに行動してまいりたいと思っております。すなわち、憲法解釈を現在変えてはいないということでございます。

したがいまして、その範囲の中でお答えを申し上げれば、PKOに関して私が以前申し上げていたことと、新政権、すなわち今の、我々の内閣として考えている発想の中で、PKOは合法的、すなわち憲法の中で行動がなされていたものだ、そのように理解をいたしております。

元内閣法制局長官の見解

②第189回・平成27年6月22日・衆議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会・13号2, 12, 13, 16, 18, 19頁(甲A22)

○阪田雅裕参考人 きょうは、お招きいただきまして大変ありがとうございます。光栄に存じます。

現在、この委員会で審議をされております一連の安全保障関連法案は、日本の平和主義のあり方を大きく変えようとするものでありますし、国際平和協力支援法などにつきましても申し上げたいことがいろいろありますけれども、時間が限られておりますので、きょうは、専ら集団的自衛権と憲法との関係について、私が考えているところを申し述べさせていただきたいと思います。

ちょっと中身が多いので少し早口になるかと思いますけれども、御容赦いただければ幸いです。

私は、これまで、きょうもお見えですけれども、西先生らがおっしゃっていたような、憲法9条は何も禁止していない、集団的自衛権は全部できるんだ、これまでの政府の解釈は根っこから間違っている、これは改めなければいけないという御主張に対しましては、小林先生と同じように、これは立憲主義の完全な否定だということで強く異を唱えてまいりました。

しかしながら、昨年7月の閣議決定、それから今回の法案に盛り込まれている内容を拝見しますと、集団的自衛権の行使を、いわゆる芦田修正説といったものを根拠にするのではなくて、西先生のお考えではたしか間違っていたというはずの政府の従来の憲法解釈、9条の解釈を前提にして、その基本的な論理の枠内で説明できるものに限定してやれることにしようというものであるというふうに承知をしております。

こうした考え方に対して、例えば安保法制懇に集っておられたような方々の御批判が余り聞かれないとるのは少し不思議な感じもするんですけども、いずれにしましても、私は、小林先生と少し違って、従来の政府の解釈と集団的自衛権の行使を整合させようという政府の姿勢、考え方自体につきましては、一定の評価ができると考えております。

御案内のとおり、昭和47年の政府見解は集団的自衛権の行使を全面的に否定しているわけでありますけれども、その前提として、なぜ自衛隊が合憲であるのかとの説明もしております。すなわち、憲法9条は、外国からの武力攻撃によって国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆されるような事態においてまで国が必要な自衛の措置をとることを禁じてはいないということであり、これは、いわゆる砂川事件の最高裁判決の考え方と軌を一にするものであると考えています。

その上で、その当時のといいますか、これまで政府はずっとそう考えてきたんですけども、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される事態、これは、我が国自身が武力攻撃を受けない限り起こり得ないことだ、したがって、日本自身が攻撃をされていないのに外国での戦争に参加する集団的自衛権の行使が自衛の措置として認められるという余地はないのだという結論に至っていたわけですね。

今回の法案に言っている存立危機事態が具体的に何を意味するのか、後ほど申し上げます

ように多少はつきりしないところがあるのですけれども、私なりにこれを善意に解釈いたしますと、我が国に対する武力攻撃の発生という、これまで政府が考えてきた自衛権の発動要件を、さらに一步前に進めるといいますか、多少緩和しようということなのではないかと考えることができないわけではございません。

どういうことかといいますと、我が国の周辺、例えば朝鮮半島で戦争が起こった、我が国はいまだ攻撃を受けていないし、我が国に対する攻撃の準備も進んでいないけれども、今攻撃を受けている国、例えば韓国が負けたら、次は日本が攻撃されるということが必至だというような状況、これを法文では「明白な危険」と呼んでおられるんだと思いませんけれども、そうした場合に、韓国が負けてしまって日本に対する武力攻撃が始まるまで自衛隊は手をこまねいて見ていろということでなくてもいいのではないか、少し前広に武力行使ができることにしようということではないかというように考えることができます。

そして、そのように理解する限りでは、今回の法案で可能になる集団的自衛権の限定的な行使が、これまでの政府の憲法9条の解釈と論理的に全く整合しないというものではないと思います。もちろん、そんな場合に限るのであれば、何もわざわざ集団的自衛権なんて言う必要はない、個別的自衛権で十分整理できるじゃないかという方もいらっしゃいますけれども、大事なことは中身なのであって名前ではない。ですから、これが集団的自衛権の行使と称されるからといって、論理の本質が変わるというものではないというふうに考えております。

ただ、そうではありますが、集団的自衛権の行使だということになりますと、今申し上げました47年見解の論理との整合性の点は別としましても、その論理を前提として導かれた集団的自衛権の行使ができないという結論、それが大きく変わるとどうか、全然変わってしまうわけですね。したがって、政府の憲法解釈がその限りで変わる、これも事実だと思います。

そこで、立憲主義という観点から、この変わるということをどう評価するかということになるわけでありますけれども、一般論として申し上げると、政府はいついかなる場合でも法文の規定の解釈を金輪際変えちゃいけないなんということはないのだと思います。法文の規定は、新たな状況に即応するように常に迅速に改正されるというふうには限りませんから、それまでのその規定の解釈が今の時代に合わない、いろいろな不都合が生じてくるというようなことになった場合に、これを現状に適合するように改めるということは間々見られところでございます。

私は、憲法だけが例外だというふうには思いません。憲法の規定であっても、合理的な理由がある場合には解釈の変更が許されないわけではないというふうに考えてはいます。けれども、そのような新しい解釈、解釈の変更が許容されるためには二つの条件があります。

一つは、その新しい解釈が法論理的に成り立つものであること。言いかえますと、法文に書かれている言葉を離れて自由自在に解釈ができるというような性質のものではないということです。

そして、二つ目の要件は、なぜそのような解釈の変更が必要なのか。立法事実としばしば言われますけれども、こうした解釈の変更を必要とする事情なり理由なりをきちんと説明ができるということです。

憲法9条が、集団的自衛権の行使を含め、海外での武力行使を例外なく禁止しているとい  
うのは、政府がきのうきょう言い出した解釈ではないですね。自衛隊が昭和29年に発足  
してから60年間、ずっと同じことを言い続けてまいりました。恐らく、歴代の総理もほぼ  
例外なく、この国会の席でその旨を述べてこられたと思います。

その結果としまして、今日では、自衛隊は専守防衛なんだ、海外に出かけていって武力行  
使をすることはないといわば国民の常識になっていると言っても過言ではな  
いほど、この解釈は定着しているというふうに思いますし、それによってこれまで不都合が  
生ずることもなかったというふうに考えています。

私が申し上げるまでもないのですけれども、憲法は、政府や国会といった統治権力を縛る  
規範であります。その憲法を遵守すべき主体である政府みずからが、憲法の縛りがより緩く  
なるように、しかも、これだけ議論の積み重ねのある規定のいわば核心の部分についてその  
解釈を変えるということありますから、なぜ変えなければならないのか、そのことを多く  
の国民が理解できるように説明すべきことは当然だと思っております。

さきに申し上げました朝鮮半島有事についての懸念、これも今急に大きくなつたということ  
ではないと思います。しばしば中国の脅威といったことが取り上げられますけれども、尖  
閣を含めて万一我が国が武力攻撃を受けるような事態になれば、直ちに自衛隊が防衛出動す  
るわけですし、在日米軍も日米安保条約に基づいて共同対処をしてくれるはずだと思います。  
抑止力が言われることがありますけれども、在日米軍の兵力が大幅に削減されたというよう  
なこともないのではないでしょうか。一体何が変わった、どのように変わったのかというの  
が理解できないということでございます。

これまで、そんなことをしなくても十分に国民を守れると考えられてきた集団的自衛権  
なのです。そして、これを行使するということは、進んで戦争に参加するということであり  
ますから、つまり、敵となる相手国に我が国領土を攻撃する大義名分を与えることでも  
あるわけですね。ですから、私のような者の目から見れば、国民を守るというよりは、進  
んで国民を危険にさらすという結果しかもたらさないような気がするのですけれども、これ  
を前広に行使して戦争に参加するのでなければ国民の命と暮らしを守れないとすれば、それ  
はなぜなのか、なぜそうなったのか。

政府には、ただ、安全保障環境が変わった、グローバルなパワーバランスが変化したとか  
いった抽象的な言葉によるのではなくて、軍事技術的な面なども含めてもっともっと具体的  
にその理由を説明する責任があると思いますし、もし十分な理由、根拠が示されないとすれ  
ば解釈の変更が許されない、これは立憲主義の観点からして当然のことであろうと思ってい  
ます。

のこと以上に問題なのは、この法案が本当に集団的自衛権の行使を限定しているのか、  
また、政府にその行使を限定する意図があるのかということでございます。

総理がしばしば集団的自衛権行使の事例として挙げておられるホルムズ海峡の機雷封鎖、  
これなどは、どう考へても、我が国の存立を脅かし、国民の生命、自由及び幸福追求の権利  
を根底から覆すというような事態に至りようがないと思えます。

総理は、機雷除去が受動的で限定的だからいいのではないかといった趣旨の説明をされて  
いると思いますけれども、問題は、そもそも、そこで起きている戦争に憲法9条のもとで我

が国が加わることができのかどうかということなのであって、加わった後の個々の戦闘行為が、その態様がどうであるかとか、リスクが大きいか小さいかといった問題ではないはずです。全く次元の違う議論だなというふうに思って聞いておりました。

このように、中東有事にまで集団的自衛権の出番があるということだといたしますと、これは限定的でも何でもない、実は、単に我が国の重要な利益を守るために必要があると判断すれば集団的自衛権を行使できるんだと言っているのに等しいと思わざるを得ません。もしそうだとすると、これは到底、従来の政府の解釈の基本的な論理の枠内であるとは言えなくなります。

47年見解において武力行使が容認されるとしている「国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底からくつがえされるという急迫、不正の事態」、これは、まさに我が国が外国の武力攻撃を受けたときの状況を指し示しているわけですし、日本語を普通に読めば、それ以外にはこのような事態は起こり得ないということは明らかではないでしょうか。

にもかかわらず、政府がそうした場合に集団的自衛権の行使を限定するのだということを明言されないというのは大変遺憾でありますし、先ほども申し上げましたように、もしもこの存立危機事態を、我が国自身が武力攻撃を受ける明白な危険がある場合に限られないんだというふうに考えられているとすれば、それは明らかに、47年見解の論理的前提を逸脱しておりますし、従来の政府の解釈の基本的な論理の枠内ではなくて、基本的な論理そのものを変更するものだと断ぜざるを得ないということでございます。

ですから、少なくとも、今回の集団的自衛権の行使がこれまでの政府の9条の解釈の基本的な論理の枠内におさまるものであることをより明確にする、そのことは絶対に必要なのだと思っているのです。そして、それは、改正法案にある存立危機事態の定義を改めて、ただ単に、例えば、他国に対する武力攻撃が発生したことにより、我が国に対する外部からの武力攻撃が行われる明白な危険が生じた場合というようなことにでもすれば簡単にできることではないでしょうか。

憲法9条は、政府の勝手には戦争をさせないという法規範です。そして、幸いにして発動されることはなかったのですが、これまでの我が国の武力行使の要件は、我が国に対する武力攻撃の発生という、極めて客観的で、かつ多くの国民の納得ができるものであったと思ひますし、自衛隊の実力行使に対する明確な歯どめになってきたと思います。その歯どめをなくして、日本が戦争をするかどうかを政府の裁量や判断に委ねていい、そんなことを考へている国民は誰もいないだらうと思ひます。

今回の集団的自衛権の行使を本当に従来の政府の9条の解釈の枠内で考えるんだ、国民の命や暮らしを守るためにしか行使しないというのであれば、ぜひとも、この妙な解釈の余地が残る「国民の生命、自由」云々という表現はやめて、すっきりとしたわかりやすい表現に改めてもらいたいと思います。

武力行使との一体化についても一言申し上げたいと思いましたけれども、時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)

○阪田 お答えをします。

47年見解もそうですし、政府がずっと言ってきたのは、要するに、それは自衛隊が合憲

であるということの論拠でもあるわけですけれども、「国民の生命、自由及び幸福追求の権利」ですからね。またはではないので、全部が根底からひっくり返る、それはつまり有事だ。有事のときに、手をこまねいて、外国の軍隊が国土をじゅうりんするのを見ているというのが憲法の求めなのか、そうではありませんというのが政府の考え方。これは砂川事件の最高裁判決もそうだと思います。

ですから、自衛のために必要な武力の行使はできるというところが一点で、だとすると、海外に、なぜそんなために出ていかなければいけないのかということだったわけですよね。ただ、そういう状況が被害の発生を意味していなかったわけで、我が国が攻撃されるといつても、それは攻撃の着手でもって足りるということも言ってきたわけですから、常に現実の被害がなければいけないということではない、そういう意味で、多少の裁量の余地はあったと思うんです。ですから、それが、向こうが攻撃に着手するまで待っていたんではとても守り切れないんだというような状況があるというのが、私は今回の政府のお考えなんだろうと思っている。

そういう、現実に我が国が攻撃をされるというようなおそれが全くないというようなときに、これを、出かけていってやっつけるというのは、少なくとも47年見解や、今まで集団的自衛権がだめだ、自衛権はいいんだと言ってきた論理からは大きく外れていると思いますし、これはもう自衛のための集団的自衛権ではないので、まさに、国際的な貢献という意味で必要な集団的自衛権であって、従来の政府の論理を根底から変えますというふうにおっしゃって議論をしていただかないとい、どっちがどっちなんだ、非常に、ああ言えばこう言う、こう言えばああ言うというのでは、やはり話がかみ合わないんだろうなというように思っています。

○阪田 大変大事なポイントを紹介されたと思いますけれども、一つ忘れてはいけないのは、我が国に対する武力攻撃はないという状態で我が国が武力行使に及ぶということなんですね。それは、いわば宣戦を布告する、敵になるということなんです。ですから、さっきもちょっと申し上げましたけれども、それをやらないと本当に守れないのか、やったことによって、むしろ相手方が我が國の本土を攻撃できることになるわけですね、国際法上。そういう新しいリスクが起こるということも十分やはり考えておく必要があると思っています。

その上で、そういうリスクが十分評価された上で、さらに限定をするということは、もう絶対、いずれにしろ必要だと思っているんですけども、なぜ、限定的にでも、今までずっとそういうことはあり得たわけですね、今までやらなくてよかつたことが、どうして今やらなければいけなくなったのかということについて、やはりきちんと説明がされるということは大前提ではないかというふうに考えています。

○阪田 他国への攻撃によって何が侵害されるのかというところがポイントなんだと思うんです。それが契機であるということはおっしゃるとおりだと思うんですけども、我が國の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される、これはずっと、我が国が武力攻撃を受けたときの状態を指して使ってきた言葉なんです。また、我が国自身が武力攻撃を受けない限り、そんなことは起こり得ない。

ですから、そこをはっきりさせていただきたいと思うんですね。どこか遠くで、油が入りにくくなったり、備蓄が少なくなったり、そんな話まで入るんだというのなら、それは満州事変

のときの自衛と同じことになってしまふわけですから。

ですから、やはり、その結果何がもたらされるのか、我が国に対する攻撃が差し迫っているんだ、たまたま契機としてということなんだということをぜひとも明確にしていただきたいと思います。

今、森本先生からもずっと、環境が変わったということについてお話をありましたけれども、それは、今の憲法自身は何も変わらないわけで、ずっと、政策判断あるいは国際貢献をどうするかというふうなことが優位ではないので、憲法の中でそういう変わった環境に対して日本として何ができるかということを考えるべきなので、変わった環境に軍事的に十分に応えなければいけないから憲法の中で何でもやってもいいということにはなりようがない。

もしそれがどうしても必要であるとすれば、それができるような憲法に改正するというの  
が政治の王道なんだろうと思われますね。ということだけ申し上げておきたいと思います。

○阪田 お答え申し上げます。

先ほど来申し上げていますように、私は、宮崎参考人とは多少違って、本当に限定的な範囲であれば、そしてそのことが十分に説明できるのであれば、それは従来の憲法論理、政府の解釈の論理から導き出せないものではないというふうに申し上げております。

ただ、余り議論されていないのですが、それで話が終わるわけではないので。

実は、交戦権がないということを明確に書いてあるわけですね。交戦権がない結果として、従来、我が国は、外国が攻めてきたときも、まさに必要最小限度の実力行使しかできないんだ。それは何のための必要最小限度であったかというと、その外国の侵略行為を排除するために必要最小限度なので、敵が撃ち方をやめているのに、ずっと追っかけていって外国の領土、領海に入る、そして敵をせん滅するというようなことは許されないと述べてきたわけですね。

今回、もし集団的自衛権を、限定的であるとしても行使するとした場合に、そもそもそれは外国に行って戦うということを意味するわけですから、この交戦権との関係で、必要最小限度というのは一体何なんだろうと。

武力攻撃事態法を見ますと、いわゆる存立危機事態ですか、政府は速やかに終結させなければならないというようなことになっているわけです。これを速やかに終結させるということは、つまりは戦争に勝っちゃうということでしかないわけで、そのためには最大限の実力行使を恐らくしなければならないんじやないかと思いますので、今回の自衛措置の発動要件の第三要件にも必要最小限度と書かれているんですけれども、それは一体何のための必要最小限度なんだろうなんというようなところで首をかしげるところもあります。

赤嶺先生もつとに御案内のとおり、政府といいますか、この国会での憲法論議というのは、ほとんど第9条に集中してきたわけですね。しばしばガラス細工だというふうに言われることはありましたけれども、ずっと、海外での武力行使はできない、そして自衛隊は合憲だという前提の上に、非常に精緻な論理の体系が積み上げられてきたと思っています。

そこの土台が、根っこから覆るということではないかもしれませんけれども、相当大きく変わるわけですから、その上に本当に今までのような整合的な論理が積み上がるのかどうか、二つの法体系としてきちんと国民に説明できるようなものができるかということに対して、まだまだ十分な御審議をいただかなければいけないと思いますし、確信が持てないでいると

いうことでございます。

○阪田 日本がなぜもっと積極的な国際貢献をしなければならないのかということについての御説明はとてもたくさんあったと思うんですよね。ですけれども、一国では守れないというようなことは、これはもう昔からそうなので、したがって、日本は、いわばアメリカの核の傘の下にいる、それから米軍の駐留を求めていたということだったんだろうと思うんです。

今回の問題は、日本を守るために、日本の国民を守るために、国土を守るために、これまでの論理の延長線上であるとすれば、日本が直接武力攻撃を受けないように、あるいは受けたときに迅速に対応できるようにということなのでしょうから、そうであるとすれば、なぜ今の状態では自衛隊が十分に国防ができないのか、それから、米軍が日本が攻められたときに共同対処をきちんとしてくれないのか、これだけ駐留米軍がいるわけですが、日本が有事になった途端にみんな逃げてしまうんだというような話なのかというところがよくわからないということなんですね。

ミサイルが飛んでくるという話もありますけれども、ミサイル防衛なんというのも昭和30年代から議論はされていることであります、したがって、そういう場合には、場合によってはミサイル基地を攻撃することも、それこそ海外で武力行使をしないということの例外としてあり得るんだと言ってきたわけで、急にミサイルが現実化したわけではない、むしろ防御の手段はふえているとすら考えられるわけですから、やはり私は、説明が尽くされていないと考えています。

⑩第189回・平成27年6月22日・衆議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会・13号5, 12, 18頁(甲A22)

○宮崎礼壹参考人 宮崎でございます。

憲法9条のもとで集団的自衛権が限定的にせよ認められるものかについて、内閣法制局に長年勤務いたしました経緯、経験を踏まえて意見を申し上げたいと思います。

集団的自衛権というのは、現政権も認めておられるとおり、自国が直接の武力攻撃を受けていないにもかかわらず、自国と密接な関係にあるという理由で、そのような他国に加えられた武力攻撃に対し、みずから武力をもってこれを阻止、排除する国際法上の権利であります。つまり、その本質は他国防衛なのであります、歴代の政府もそう理解し、そのように表明してまいりました。

第二次世界大戦までの長い間、国家の自衛権といえば、自国への侵略行為を排除する権利、すなわち個別的自衛権のことであります。これに対し、集団的自衛権という概念は、周知のとおり、第二次世界大戦後、国連憲章51条によって新たに登場した概念であります。これは、憲章2条4項のもとに、国際間の武力行使は原則違法、侵略者には安保理主導の国連軍が対処するとの理想を掲げましたものの、折からの冷戦で常任理事国の一一致が得られにくくなつたということを背景に、米国及び米州機構諸国のいわゆるチャプルテペック決議の圧力によって、安保理が必要な措置をとるまでの間の暫定的違法性阻却事由として、個別的自衛権と並べて、妥協的に規定されるに至ったものであります。

自衛権という名前こそついておりますが、このように、それは本来の自国への直接の侵略の排除という意味の自衛の権利とは異質な概念です。かつまた、集団的自衛権は、各国間の

評価の違いが対立している状況でも、同盟国と自称する国家による介入的武力行使を容認するものでありますため、恣意的で過剰な武力行使を招く危険をはらむものであります。したがいまして、国際法上の権利だという形式だけ見て、大急ぎで我が國も追いつかなければならぬという性質のものなのか、私には根本的な疑問がございます。

さて、政府は、戦後一貫して、集団的自衛権は、我が國も独立国としてこれを有していることは自明であるが、憲法9条のもとではその行使を認める余地がないと解してきました。

政府の憲法解釈というのは、単なる説の一つではありませんで、各種法案の提出の際、あるいは毎年の防衛予算の承認を求める際などの都度、これがどの範囲で使われるものなのかということを政府が責任を持って説明するため、国会で累次表明してきたものであります。単なる法制局長官答弁などではありませんで、累次の総理答弁、あるいは閣議決定を経て出されます政府答弁書等においても表明されてきました。国会もまた、その説明を前提に、法律を制定し、予算を承認し等々の歴史を積み上げてきたものであります。

その歴史は昭和47年から数えても40数年に達し、今や、集団的自衛権行使が9条のもとでは認められないということは、我が国において確立した憲法解釈であると考えるべきであります。その政府自身がこれを覆す内容の法案を国会に提出するというのは、禁反言の法理にも反し、法的安定性をみずから破壊するものと言わなければなりません。

ところで、政府は、今回の法案は全面的な集団的自衛権を解禁するものではない、そうであれば違憲でもあろうが、限定的な集団的自衛権を認めようとするものであるから従来の政府見解にも基本的には反するものではないと主張し、昭和34年の砂川判決や昭和47年10月の政府意見書をその根拠に持ち出しております。

その主張は、要するに、憲法9条も最小限度の自衛の措置を否定するものではなく、集団的自衛権も自衛の措置なのだから、最小限度でさえあれば本来行使可能であった、ただ、当時としてはそこまでは必要な国際情勢ではなかったので、最小限度基準の當てはめの結果として集団的自衛権は最小限度の自衛権を超えると書いてあるにとどまるというふうにあります。

しかし、これはとんでもない話であります。以下、やや詳しく述べることにいたします。

まず、砂川判決でございます。

そもそも、自国への侵略を排除する本来の国家の自衛権と集団的自衛権とは、先ほど述べたとおりはっきりと別物なのでありますから、裸で自衛権と言った場合、前者のみを指している場合が多いのであります。

砂川判決は、自国の領土、領海を守り国民の生存を全うする最小限の個別の自衛権は9条のもとでも否定されず、したがって、その防衛力、すなわち我が国領土防衛の能力の不足、この不足というのは、砂川判決も述べておりますように、9条2項の戦力不保持からくる不足を補うために友好国の軍隊に駐留してもらうことも一見明白に憲法に違反するとは言えないというのがその趣旨、内容であります。防衛力の不足を何とかすると言っている文脈で、他国防衛たる集団的自衛権の話は入り込む余地はありません。47年政府意見書に至って9条解釈を砂川判決よりも絞り込んだのだという言い方がされることがあります、それ自体が根拠を欠くと言うべきであります。

次、47年政府意見書とはどういうものかであります。

限定的な集団的自衛権なら合憲であり得るという主張は、まず、47年意見書の文言自体に反します。同意見書は、結論として、「したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とするいわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない。」としているのであります。留保なしに論理的帰結として記述しています。どうしてこの文書を集団的自衛権容認の根拠として使えるのでありますか。

文言に反するさらなる点を指摘します。

同意見書は、9条も、我が国がみずからの存立を全うし国民が平和のうちに生存することまでを放棄していないことは明らかであるが、しかしながら、それは、あくまで外国の武力攻撃によって国民の生命、身体、幸福追求の権利が根底から覆されるという急迫不正の事態に対処するためのやむを得ない措置として初めて容認されるものであると指摘しています。

この部分は、昨年7月1日の閣議決定にもそのとおり引用され、「この基本的な論理は、憲法第9条の下では今後とも維持されなければならない。」と言われています。

この「外国の武力攻撃」とは何を指すかであります。外国とは相対的な概念でありますから、その後に「国民」とありますので、それとの関係において考えるしかありません。つまり、外国の我が国に対する武力攻撃によって我が国民のと読むしかないであります。

47年意見書と同趣旨を述べている平成16年6月18日答弁書というのがあります。そこには、「外部からの武力攻撃によって国民の生命や身体が」と言っています。これは同じことなんですが、これを見れば、外部から我が国に向けてなされる武力攻撃のことだけを指していることはより明白であります。

ところが、現在の政府答弁は、47年意見書に我が国に対すると明白には書かれていないから、「外国の武力攻撃」とある表現には、我が国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃も含むと読めると強弁して、いわゆる新三要件には47年見解との連続性があると主張しているわけですが、これは、いわば黒を白と言いくくるめる類いと言うしかありません。同年意見書における集団的自衛権違憲との結論は、その文章構成自体からも論理の帰結として述べられているのであって、当時の状況のみに応じた、いわば臨時的な当てはめの結果などと解する余地は全くないと思います。

さらに、47年政府意見書から、集団的自衛権の限定的容認の余地を読み取ろうというのは、前後の圧倒的な経緯に明らかに反します。

まず、47年意見書がなぜ参議院決算委員会に提出されたのかのいきさつであります。

これに先立つ同年5月と9月に、野党の水口委員という方が、当時の法制次長と法制局長官に対し、集団的自衛権についての論争を挑みました。これに対して当時の真田次長、吉国長官は、最高裁の砂川判決で自衛権が承認されておりますと紹介しつつ、ある他国が仮に我が国と連帶的関係にあったからといって、我が国自体が侵害を受けたわけでないにかかわらず、我が国が武力をもってこれに参加することは、よもや憲法9条が許しているとは思えない、論理の帰結として、いわゆる集団的自衛権の権利は行使できない、これは政策論として申し上げているわけではなくて、法律論として申し上げているつもりと繰り返し答弁しました。

それに対し、質問者から、それではその点明確に文書で回答願いたいとの要求があり、それに対して政府の回答として出されたのが、この47年政府意見書なのであります。だから

こそ、その意見書は、冒頭に、政府は、従来から一貫して、いわゆる集団的自衛権を行使することは、憲法の容認する自衛の措置の限界を超えるものであって許されないと立場に立っているが、これは次のような考え方に基づくものであるとの書き出しをもって始まっているのです。

さて、47年見解の後について見ても、集団的自衛権は、論理的に、留保なしに憲法に違反するというのが政府の一貫した明示の立場でありました。一例だけ申し上げます。

平成16年6月、先ほど申しましたように、島聰議員という方から質問主意書が出され、政府から正式な答弁書が出されております。同議員は、ちょっと省略しますが、「場合を限局して」、限って「集団的自衛権の行使を認めるという解釈をとることはできないか。」と質問しているのですが、同答弁書は、先ほど述べたとおり、47年政府意見書とまさに同一の論理でこれを否定しているのであります。

今回の法案は、昨年の閣議決定で決めた「我が国の存立が脅かされ、」云々を存立要件と称し、集団的自衛権の行使が限定的である歯どめだとしています。しかし、いわゆるホルムズ海峡の答弁や、米軍の存在が我が国の死活的利益であるとの外務大臣答弁を見れば、この要件が何らの歯どめになっていないことは既に明らかになっていると私は思います。

最近、政府当局者は、自国を守るために集団的自衛権とそれ以外の集団的自衛権を分け、後者をフルスペックの集団的自衛権と称し、前者は合憲、後者は違憲と言っています。しかし、自国防衛と称して、攻撃を受けていないのに武力行使をするのは、違法とされる先制攻撃そのものであります。また、自国の利益とかかわりのない、あるいは希薄な集団的自衛権などというものがかつて主張されたことがあったでしょうか。どこの国も、自国の死活的な利益にかかわると称して集団的自衛権行使の軍を出しているのであります。

かようなものだけをフルセット集団的自衛権と定義するなどは虚構であり、まして、47年政府意見書を含む累次の政府見解が違憲と言ってきたのはこのフルスペックの集団的自衛権のことであったなどというのは、歴史を甚だしく歪曲するばかりか、仮にそうであるならば、従来の政府解釈を変更したというみずからの言明との矛盾も来すものであります。

以上、集団的自衛権の行使容認は、限定的と称するものを含めて、従来の政府見解とは相入れないものであって、これを内容とする今回の法案部分は、憲法9条に違反し、速やかに撤回されるべきものであることを述べました。

法案のその他の部分については、直ちに憲法に抵触するとは私は考えるものではありませんが、一つ、他国の治安維持に自衛隊を投入し、他国軍からの要請に応じた駆けつけ警護と任務遂行妨害を排除するための武器使用を追加している部分は、停戦合意が崩れればたちまち深刻な混乱を招き、結果的に憲法違反の武力行使に至るおそれが大きいと憂慮いたしますし、二つ、改正自衛隊法95条の2で米国の武器等を自衛隊が防護する規定も、我が国の防衛力を構成する重要な物的手段だと評価に重大な疑問があり、また、事前の回避義務、それから事後追撃禁止の条件を米軍自体に約束させるという前提でなければ、その自衛隊、自衛官による防護は、容易に違憲の武力行使に至るおそれがあると考えます。

以上でございます。(拍手)

○宮崎 おっしゃるとおりだと思うわけでありまして、一般にというのがどういう意味で言われているのか判然といたしません。一般的に言えばということだと思います。総理も、例外

はあるんだということをおっしゃっていますので。

その上で申し上げると、ホルムズ海峡の問題について言うと、他国の領海に入ることもあるということをお認めになっています。

もう一つは、いわゆる策源地攻撃ですね。ミサイル等がどんどん飛んできて、一つ一つ落としていたのでは間に合わないというふうな場合には、その策源地まで攻撃することは理論上は自衛権の範囲だという答弁があって、これは集団的自衛権の場合も同じだという答弁があります。

それで、それは撃つ方は海上か我が国かもしれませんけれども、策源地というのは他国の領土上なわけですから、そこに効果が発生するわけであります。そこでももう莫大な影響、もう既に例外が生じておると思いますので、一般にというのは例外は含むということ、それから、領海はもう場合によってはやるんだ、策源地というふうなことであれば外国領土も戦場になってしまってもやむを得ないんだということまではもう政府が認めているんですね。

もう一つだけ申し上げると、第三要件というところは、確かに文言上は、必要最小限度のものでなければいけないということであります。しかし、第一要件で、我が国に対する武力攻撃ではないけれども、他国に対する武力攻撃で一部は排除できるんだということが認められるわけですから、そのための必要最小限度というのは、当然、第一要件が膨らんだ分だけ緩むということにならざるを得ないと私は思います。

○宮崎 私は、御指摘のとおりだと思います。

一言つけ加えますと、我が国を防衛するためのというのが多義的に使われているわけですが、我が国が直接武力攻撃を受けていないのに日本の防衛をするというのは何であるかということになってしまふわけでありまして、それは、先ほど申し上げたように、従来、先制攻撃はできません、日本に対する武力攻撃が開始されたときは、それはできると。開始というのは着手と言ってもいいというふうに言ってきたことと根本的に違うと思います。

誤解のないように一つだけ申し上げますと、従来の政府は、そうすると非常に極楽トンボみたいなことを考えていたのかということがよく問題になるわけですけれども、そのところは、そこはさすがに考えていたわけなのであります、有事法制のときに、平成15年、16年のときに、日本に対する武力攻撃というは何であるかということが随分問題になりました。

例えば、当時の福田官房長官は随分と質問の矢面に立ったわけですが、結局、我が国に対する組織的、計画的な武力攻撃があるかということで総合的に判断するんですということであります、その中には、我が国が、我が国を離れて公海にいる艦船、我が艦船に対する武力攻撃、武力攻撃というか攻撃があったときはどうなんだということにつきましても、それは一概にノーとは言わない。

それから、我が国に対して、日本を守るために派遣された公海にある米艦船、これに対する攻撃はどうなんだということについても、それも場合によっては我が国に対する組織的、計画的な武力攻撃に当たると考えれば当たる、こういうふうに言っていて、もちろん、それをポジティブリストみたいに、これはあれでこれはだめというふうなことを言うのは賢明でないから言わないけれども、そういうものだということを言っているわけですから、そのところは、日本の防衛ということに本当の意味で必要なことは武力行使をできるということ

を從来も政府は言ってきたのであると私は理解しております。

○宮崎 御指摘につきましては、もう多くの人が反論をしておりますので詳しくは申し上げませんが、一つだけ、先ほどちょっと私が申し上げたことを申し上げると、当該砂川判決は、我が国の防衛力の不足があるので、それはなぜかというと、戦力を持てないというところからくる根本的な不足があるので、これを補うために米軍に駐留してもらうんだということは一見明白に違憲とは言えない、これが中心的なテーマなわけです。

その不足ということは、つまり、我が国は自分を本当の意味で侵略から守るという能力が不十分になってしまふからということ以外ではないはずで、例えば、アメリカを助けるための能力がないからアメリカが駐留するとかいう論理になるはずがないですから、ほかの方がおっしゃっていることは繰り返しませんが、その点を小さいことながらつけ加えたいと思います。

○宮崎 前者については、ちょっともう必要が薄いだろうと思うんですね。後者について申し上げます。

自衛隊法に95条という地味な規定がございまして、武器等防護を自衛官が行うという根拠規定であります。これは、もともと武器等だったんですね、武器弾薬だけだったんですが、昭和時代の終わりころに、艦船、航空機もその対象につけ加えるという法改正がなされました。そうすると、だんだん大きくなつて、それはもう大きな武力の、力の行使ではないか、自衛官というのがその主語ですから、それでいいのかという議論がされました、政府はいろいろ答弁をし、統一見解のような紙も出しました。

その中で、その95条ができる自衛官の武器使用というのは、まず、あらかじめ守ろうとしている武器等を隠すとか退避させるとかということで、できるだけ事前に回避する、そういうことが先行しなければならないのだよと。二つ目に、もし壊されたり、それから奪い去られたりした場合には、追撃してこれを奪い返すとか、あるいは報復のために武器を使うということもいけないのですよと。このような極めて受動的、限定的な武器使用なので、それで武力行使に当たりませんということでございました。

その後、PKO法のときに、この95条が使えるのかどうかというのも深刻な問題になつたんですが、その論理を維持いたしまして、現在、限定的、受動的というふうに武力行使について言われているのは本来おかしいのであります、本来は、95条の武器使用について、それが何で武力行使に当たらないのか、命が危なくなっているのと違って武器等じゃないかという問題があつたのについて、そういう説明をしたというのがもともとなのでございます。

それで、今度、米軍の武器等を自衛官が防護することにしようというのが提案されておつて、95条の2というところに書いてあるわけですが、それは、先ほど申し上げたように、我が国の物的な防衛手段に該当するというのが非常にわかりにくい説明であるだけではなくて、もし本当にそれが同じような趣旨であるということであるならば、米軍そのものが、攻撃にさらされている武器等や艦船や航空機をまずは隠すとか退避するとかいう義務を、義務というか、そういうことをしてもらわないと要件に当てはまらないですよねと。

もう一つは、壊されたり運び去られたりした場合に、追撃して奪い返すとか、それを報復するとかいうことはしませんねということについて協定を結んで約束してもらわないのであれば、自衛隊だけがそのつもりだといったのではどんどん放し飼いになつてしまふではない

かということを申し上げたつもりでございます。

⑩第189回・平成27年9月8日・参議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会・17号4頁（甲A40）

○大森政輔参考人 大森でございます。

私は、先般行われました閣議決定の問題点を指摘することを通じて、その閣議決定が落とし込まれた法案についての意見とさせていただきたいと思います。しかも、時間の関係もございますので、今回は、集団的自衛権の行使は憲法9条の下で許容されるのかという問題と、他国の武力の行使との一体化に関する閣議決定による見解の変更は相当であるのかという二点に絞って意見を述べたいと思います。

まず、集団的自衛権の行使は憲法9条の下で許容されるのかという問題につき申し上げたいと思いますが、日本国憲法が制定されまして、今日までの変遷を少しだどってみたいと思いますが、昭和20年代の前半、このときは、自衛権がそもそもあるのかないのかという議論で終始いたしました。ところが、昭和25年、朝鮮動乱が起こりまして、日本の治安を事実上担保しておりましたアメリカ軍が朝鮮半島に出兵いたしまして、日本国内は治安の真空状態が生じたと。そこで、警察予備隊が組織され、それが保安隊に組織改編されまして、昭和29年7月の1日、自衛隊が創設されました。

そこで、当時の内閣は、それまでの憲法9条の解釈を整理いたしまして、次のような内容にまとめたわけでございます。これは、当時の法制局の説明によりますと、決して憲法解釈の内容を変えたのではないんだと、いろいろ行われてきた解釈を整理したんだということになっております。

これをどう評価するかはこれまた別の機会の問題でございまして、この昭和29年7月の1日、自衛隊の創設に際して整理された憲法9条の概要を申し上げますと、第一点は、憲法9条1項は、国際紛争を解決する手段としての戦争、武力による威嚇又は武力の行使を禁じているが、独立国家に固有の自衛権までも否定する趣旨のものとは解されないと。第二点は、同条2項は戦力の保持を禁止しているが、自衛権の行使を裏付ける自衛のための最小限度の実力を保持することまでも禁止する趣旨ではなく、この限度を超える実力を保持することを禁ずるものであると。そして第三点といたしまして、自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための不可欠の機関であって、右の限度内の実力機関であるから違憲ではないと。

この三点に整理して、それ以来、憲法学の研究者の中には自衛隊自体の違憲性に関する議論も交わされてはいましたけれども、政府におきましては、上記整理された見解を今日まで堅持し、その保有は認容できるが、その行使、集団的自衛権の行使については、政府を含めて否定すべきものであることがその都度確認され、今まで一貫して堅持してきたわけでございます。

それを象徴した言辞が、例えば、この事項は集団的自衛権の行使に当たるから憲法9条に抵触し認められないのではないかと、このように、あたかも集団的自衛権の行使が憲法9条に違反する典型行為であることを前提とするような形で議論がなされてきたわけでございます。

したがいまして、本件閣議決定による集団的自衛権の行使認容は、超えることができない憲法則ともいるべき基本原則からの重大な逸脱であると言わなければなりません。

次に、先般の閣議決定におきましては、論理的整合性、論理的帰結、基本的な論理の枠内、合理的な当てはめの結果などという、それを個々に考えてみると、意味不分明な概念を設定し、集団的自衛権の行使認容を、その合理的な当てはめの結果として憲法9条が認める自衛のための措置に当たるんだと主張しているわけでございます。これは、多分、個別的自衛権と集団的自衛権を同質のものとして、同次元の存在における必要性の区分にとどまるとして、憲法9条の下で集団的自衛権の行使を容認する伏線にしているのではなかろうかと推測するものでございます。

しかしながら、個別的自衛権と集団的自衛権は決して同質のものではなく、本質的な差異があるんだということを申し上げたいと思います。

個別的自衛権の行使、すなわち、外国の武力攻撃によって我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が損なわれる場合には、これを排除し、我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適當な手段がないときに必要最小限度で武力の行使を行うということは、独立主権国家ならば固有かつ先天的に有する自己保全のための自然的権能に基づくものであると解されまして、憲法9条の下でも当然に許されるものであると考えるわけでございます。

他方、集団的自衛権の行使、すなわち、我が国が武力攻撃を受けなくとも、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生した場合において、それを阻止するため、当該他国の要請を受けて、武力攻撃を行う第三国に対して我が国が武力行使を行うことができる」とされる国際上の権利につきましては、武力攻撃を受けた他国との密接な関係と申しますのは同盟条約などを根拠とするものでございまして、上記のような個別的自衛権とは異なり、その権利の根拠あるいはその内容というものは、他国との間の同盟その他の関係の密接性により後天的に発生し、付与される内容を持つものでございます。

このように、集団的自衛権の行使につきましては、それが密接な関係にある当該他国の要請を受けて行われることが示すとおり、直接的には当該他国を防衛することを目的とするものであり、他国防衛権あるいは他衛権という用語を使った方がその本質を端的に表すと考えるわけでございますが、この他国防衛権の行使が間接的には自国の平和と安全の確保に寄与するがあり得るとしても、自国に対する武力攻撃を排除することを直接の目的とする個別的自衛権の行使とは本質的に異なるものでございます。

このように、両者は別次元の事象であり、本件閣議決定に言うような基本的論理の枠内における合理的な当てはめの結果として、単に同次元における必要性の程度に応じて許否の区分の線引きを移動させることができ、また移動させようとしたにとどまるものではございません。したがって、我が国を取り巻く国際安全保障環境の変化を考慮しましても、憲法9条の下で、いずれの場合も我が国による武力の行使を許容できると判断することは、これは内閣の独断でございまして、肯定できるものではございません。

以上のとおり、集団的自衛権の行使は今後とも憲法9条の下で許容できる余地はないのに、本件閣議決定において憲法解釈の変更と称してこれを憲法9条の下で許容できるとして、それを前提として各種の施策を講じようとすることは、内閣が閣議決定でなし得る範疇を超えて

た措置である、したがって、その権能を超えたものとして無効と解すべきだと思います。 したがって、これを前提として自衛隊法の改正その他所要の措置を講ずることは到底認められないと考える次第でございます。

そのほか、先般の閣議決定の内容には多々問題点がございますが、時間の関係もありますので、そのうちの数点を申し上げたいと思います。

まず、集団的自衛権行使限定要件の不明確性というものがあるわけですが、これは話せば長い話になりますのでまた別の機会にいたしまして、新三要件の第一要件の後段、明白な危険という用語が使われております。これについて若干私の意見を申し上げたいんですが、自己間の与党協議において、根底から覆されるおそれという用語を入れようとしたことが新聞報道では言われております。しかし、根底から覆されるおそれでは判断の客観性を確保できないとして、明白な危険とすることによって与党協議は落着したようでございます。

しかしながら、単なる危険に明白という用語を付加しても、本来、危険の概念には、国語辞典等をひもときますと、危害又は損失の生ずるおそれがあることという意味であるというふうに書かれております。このおそれという不確定概念が本質的に含まれている。したがって、明白なる用語をかぶせましても、発生の不確実性を除去することは用語の本質的意義から不可能であり、規定の運用者いかんによっては、その主観的判断の結果が大きな差が生ずるということを否定できないのではなかろうかと一言申し上げたいと思います。

次に、この集団的自衛権の行使とその先制攻撃性という問題が次に存在するわけですが、これはまた別の機会に申し上げることにいたしまして、次に、先般、私などはマスコミを通じてでございますが、法的安定性という問題についてその議論が闘わされたことがございます。これも是非申し上げたいんですが、これも後ほどにいたしまして、その次が、最高裁砂川判決と集団的自衛権行使の関係でございます。これは是非私は申し上げたい、そして理解をいただきたいと思う次第でございます。すなわち、最高裁は砂川判決中で集団的自衛権行使を合憲と認めているかという問題でございます。

この裁判の実務に關係する法曹、放送局の放送じゃなくて専門家という意味でございますが、法曹の間では、最高裁砂川判決が集団的自衛権行使の合憲性の有無まで射程範囲にしているものではないということにつきましては何ら異議はございません。

砂川事件で問題となりましたのは、旧日米安保条約に基づく米軍駐留の合憲性、これが問題になりました、同条約は日本の個別的自衛権とアメリカの集団的自衛権との組合せで日本を防衛しようとするもので、同判決において我が国が集団的自衛権を行使できるか否かという点は全く争点となっていないのでございます。

ところが、この判決理由中の数行を引き出しまして、それに独自の考え方を入れて、最高裁も集団的自衛権の行使を認めているという説がかなり広まり、それがかなりの力を持って当面の論争を左右しようとしている、この点は非常に問題でございます。

この最高裁判決の先例としての価値、つまり当該先例から引き出される一般法理が何かというものは、あくまでいかなる具体的争点に対してなされた判決かということに即して決まるものでございます。砂川判決から集団的自衛権の行使が合憲であるとの結論が導かれるとの主張は、こうした法律学の基本の理解に關係するものでございまして、到底そういうことができるものではございません。この判決に集団的自衛権の行使を許容する最高裁の意図を読

み込むことは全くの暴論でございます。この暴論というのは、傍らの論じやございませんで、バイオレンスの暴でございます。

なぜこのように私が少ない時間を費やしたかと申しますと、最高裁は集団的自衛権行使を合憲と判断しているんだという、事実じゃない言葉を信じて本件閣議決定を支持している者が相当数に上ると推測されます。しかし、このように国民を誤って導くに至ったことは非常に遺憾でございまして、本来は内閣法制局がそれを是正しなかったというところに発端があるわけでございまして、私は内閣法制局に随分長い間いたわけでございますけれども、これは内閣法制局の任務の懈怠であると言わなければなりません。是非、後輩、現役の人たちはこれを耳に入れ、頭にたたき込んで、もう一度考えてもらいたいものであると思います。

次に、この閣議決定をめぐる議論を聞いておりますと、文言、すなわち表示と表示者の意思というものがそごしていると言わざるを得ないと……

○大森 はい。これはもうそういうことで。

最後に、これだけは是非お願いしたいと思いますが、国際紛争への積極的関与の端緒になるおそれがあるんだということでござります。

また、我が国が集団的自衛権の行使として武力行使をしている第三国に武力攻撃の矛先を向けますと、その第三国は、反撃の正当な理由の有無にかかわらず、事実上、我が国に対し攻撃の矛先を向けてくることは必定でございまして、集団的自衛権の抑止力以上に紛争に巻き込まれる危険を覚悟しなければならず、バラ色の局面到来は到底期待できないことを自覚しなければならないのではなかろうかと。

したがいまして、集団的自衛権の行使は、このような事態の発生可能性を伴うものでございますから、それを国策として採用することが我が国の平和と安定確保のために必要であるとすれば、憲法上明文をもって用意されている憲法改正手続にのせ、全国民的検討を経ることが求められると言わざるを得ません。

本来はもう少し申し上げたい点があるんですが、最後に一言申し上げたいと思います。

それは、冒頭に申し上げました他国の武力の行使との一体化の問題でございます。

この問題、これは大体どういう考え方であるかというのは、もう既にこの当委員会で十分に議論されたと思いますが、今回の閣議決定、この一体化に関する閣議決定の問題点は二点ございます。その一点は、戦闘現場と非戦闘現場を一線で画することの非現実性という問題と、それから支援活動内容の拡大が武力の行使との一体化の縮小を來す見解になっているという点でございます。

それぞれの、是非申し上げたいことが二点あるわけでございますが、また御关心のある方が質問をしていただきますれば、その際に自分の考えるところを申し述べたいと思います。

もう随分時間が超過いたしまして、どうも失礼しました。

○大森 まず、私の時間配分がまずかったために、肝腎の一体化の部分はほとんど触れられなかったわけでございます。

当時、前回のガイドライン改定、これは橋本・クリントン会談を踏まえてのものでございましたが、結局は、アメリカで2プラス2の協議が片やなされています。同時に、法制局の中で、最初は一部でございますが、一部のテーブルで、同じ問題について、参事官と2プラス2の少しポストが低い段階での人たちと今度は憲法問題を議論したわけでございますね。

今話題に上がりました戦闘作戦行動のための発進準備中の航空機に対する給油、整備、これは、私が、当時もう長官でございましたけれども、参事官から報告を聞いたところでは、参事官の方は、もう典型的な一体化事例であると、だから認められないよということをもう何度も何度も言い続けたようでございます。それで、最終的には、今御指摘になりました、ニーズがないから別表の備考に書いて、書くことによって収めたいと思いますといったこと、これはもう確かにございますが、それは表面上ニーズがないということにして収めたということのようございます。

したがって、実は、内実はと、こういう言葉がその後に続くわけでございますけれども、当時強く主張したのは、予想されますとおり、防衛庁、防衛省よりも外務省の方が声が強かったようでございますけれども、そのまま主張を通せば、結局のところ、一体化の典型的な事例だから憲法上認められないよということで議論が打ち切られたはずでございます。しかし、実は、そういうことにされてしまうと末永くその判断は尾を引くものですから、したがって、表面上はニーズがないからということで、しかもそれを、痕跡を残すために別表の備考欄にわざわざ書き込んだというのが真相だったと思います。

大体、以上、そういうことでございます。

○大森 先ほども若干それに関係したことの議論がなされたように思います。

個別的自衛権を発動している間は、そういう専守防衛に反するような事態は、これは生ずることはないんだろうと思います。専守防衛と抵触するような事態が生ずるのは、集団的自衛権の行使のある一局面がそうではなかろうかと。

すなわち、第三国が我が国と密接な関係を有する他国を攻撃したと、それに対して、それを防ぐために、第三国に対して武力の行使をしてほしいというのが集団的自衛権の行使の一般的な形でございますから、その場合にどこでそういう反撃をするのかということになりますと、大抵の場合は、我が国の領域じゃなくて、第三国の領域あるいはその周辺の海域、空域じゃなかろうかと。そうなりますと、当然、我が国の武装した兵員が領域外に、我が国の領域外に出かけていくという事態が生ずるわけです。

集団的自衛権の行使を認めることによって、反面、専守防衛が崩れることがあり得るということが言えようかと思います。

○大森 お尋ねの件は、私がかなり長期間にわたって在職した旧職場、そして共に仕事をした旧友でございますので、なかなか非常に厳しいことを言いにくいわけでございますけれども、実は、数日前に朝日新聞において元最高裁長官が非常に厳しい意見を出されているわけでございまして、いや、私だけじゃなくて、最高裁長官までが法制局を、今の法制局をそう見ているんだなということが分かりました。非常に遺憾な事態ですということと、かつて法制局は内閣の良心と言われてきたということ、そして、法制局は時の政権の意見や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはならないと、この三つの項目を山口元最高裁長官はおっしゃつておられまして、いや、全くそのとおり、本来ならば、顔を上げて最高裁長官の姿を見るのは恥ずかしくてできない、また、ここで皆様に大きな声で答えることもできないような内心の気持ちでございます。

こういう事態から脱却するために我々先輩として一体どうしたらいいのかということを時々考えるわけでございますけれども、これはやはり、最後は、現在のその任にある者が自

らの責任において現在のような立場から脱却する以外にまず方法がないと。だから、この山口最高裁判所長官が非常に思い切ったことを言わされたのは、言っていただいたということで、本当に有り難い気持ちでございます。

しかし、このまま今のような状態が続くわけじゃないと、誰かが、今の情勢の流れを変える者が出てくるはずであるということを私は信じたいと思います。ひとつ陰ながら支援をしてやっていただきたいと思います。

○大森 まず第一点の法律の解釈がそれぞれ三者にあるんだという御意見、それはもうごもつともなところで、結局、内閣を含めた行政機関による憲法解釈の変更も、それ自体は否定されるものではないと思います。

内閣が、その委ねられた職務の執行に当たって、その前提として憲法その他の法令の有権解釈を行い得るということは、これはもう学者もそんなに反対はございません。ただ、問題は、解釈変更後の内容が憲法その他の上位法に照らして適法と認められることが前提なんだ。したがって、有権解釈権を有する者がAからBに変えるぞと言えばそれで当然全て解釈は変わるものではないんだ。あくまで解釈変更後の内容が憲法に反するのかどうか、合致するのかどうかという検討を伴うんだということを申し上げたいと思います。

それから、もう一点は何でしたかね。

○大森 私の在職中もいろいろそれに関連した質問を受けたことがあるわけですけれども、そのために法制局参事官というのは一騎当千のつわものを集めているんだということでございます。したがって、その一騎当千のつわものが本当に十分な資料を集め、その資料の収集をやり、そしてそれを総合して、この関係についてはこういう考えがいいんじゃないかという見解を終局的には長官に上げてくるということでございます。

したがって、我々は、制度で権限を持つ、与えられるというよりも、日頃の研さんによって、それほどの検討をした上の意見ならばそれがもっともであろう、それに従おうという結果を催すことができるよう日に頃から十分研さんをお積もうじゃないかといったこともございまして、普通の状態ならば全てそういう気持ちを持って仕事をしていたはずでございます。

ところが、どうも今回は、どう曲がったのか、それは言おうとすれば言えるわけですけれども、それが十分になし得ておらないというところに問題があるんではなかろうかと考える次第でございます。

○大森 この一体化論の考え方は、これは実は、前回の湾岸危機ですかね、あのときに、我が国はその当時はまだ集団的自衛権の行使なんという話は全然表面では議論されていない時代なわけですけれども、中東貢献策、我が国が例えば多国籍軍に参加してサウジアラビアで後方支援なりをするかどうかじやなくて、何か役立つ行為、活動ができないかということで、医療とか輸送とか、その辺いろいろ皆持ち寄ったわけですね。そして、中東貢献策というものに仕上げて、それを閣議決定し、それで当面は支援していくという作業をやったわけです。

一体化論というのは、そのときに、いろいろな臨時国会で議論があったわけで、そのときに議論されたのが一体化論がだんだんと制度として構築されていく契機になったわけです。そして、その次に一体化論の問題を法制局を中心として真剣に考えたのが、先ほども申しましたように、前回のガイドラインの検討の際でありました。

それで、いろいろ評判が良くないんだというようなことも対談で書かれていたかどうかよく覚えておりませんけれども、そういうことで、一体化論が全ての、霞が関の中で全てのところに対して評判が良かったわけではないことは間違いないんですけども、しかし、そういう背景があるものですから、今回の閣議決定の中でひょっとすればその一体化論は廃止されるんじゃないかななんという一種の危惧感を持って閣議決定を拝見したわけですけれども、しかし、そのときは一体化論はやめるということは全然書いていなかった。ただ、縮小するということで、今まででは、後方地域とか非戦闘地域とか、そういう地理的なバッファーゾーンを置いて一体化を防ぐ方策を盛り込もうとしたのがあの周辺事態法なんですね。そういうことがありましたけれども、閣議決定で廃止ということにはなっていなかったと。

それはそれで非常に法制局としては評価をしたわけですけれども。評価をしたわけでございますけれども、その後、なぜ廃止ということに至らなかつたのかといろいろ考えてみると、やはりこの一体化論というのは、よく言われますように、憲法上の評価に関する当然の事理を述べたものであると。そういう当然の事理の問題なんだということで、一体化論は、非常に不便だけれども、しかしやはり憲法上の評価ということになればそういう問題が必ず浮かび上がって、それを否定し切れないんだということから残ったんだろうと思います。その代わりに、文字どおり現場主義、戦闘現場と戦闘をしていない他の現場と、それをまさに一線で画すことによって、一体化論に煩わされずに後方支援を広く行えるようにしようというところで一体化論に対する対応策が講じられたのかなというふうに考えております。

したがいまして、やはり憲法上の評価に関する当然の事理と。これはやっぱり否定し切れない一つの正論だと思いますね。そういうことで、ただ、いろいろ付随した問題があるわけですけれども、一応その辺りのところはそういう感想を持っております。

○大森 いや、もう私も霞が関とは法的には縁が切れている存在でございますから、どこまでのことを責任を持って言えるのかどうかは分かりませんけれども、やはり一線で画すということは、戦闘地域は時々刻々変化するものであるということで、本当に文字どおり一線で画しますと、時には、戦闘地域外で支援活動をやっている者が、ある日、目が開いたら戦闘地域のど真ん中にいて立ち往生してしまうということが起こるですから、それを防ぐための立法上の工夫として一線と。一線というのは、二線で画する、中間にバッファーゾーンを置くんだと、そうすることによってそういう問題点を防止しようという工夫だったんですが、それが文字どおり一線で画されてしまうというのは非常にまた逆の問題が出てくるんじやないかなというふうに、そういう感想を持っております。

○大森 先般、どなたでしたか、申し上げたところですけれども、解釈の変更というの是一切ないというものではないということでございまして、特に、それぞれの行政機関が解釈権、有権解釈権を持つんだということになり、それを前提といたしますと、その有権解釈の結果を変えるということもあり得るとは思うんですね、一般論としては。

ただ、変えた後の内容が憲法その他の上位法に照らして許容されるというものでなくちゃその解釈変更がそもそも結果としては無効になるということでございまして、先ほど憲法解釈の変更も結構たくさんあるよということでございますけれども、本当の変更は、多分私の記憶では文民の解釈、あれは確かに変更、ちゃんとした変更だろうと思いますね。しかし、それ以外は、変更のような姿をしながらも、実は整理した、あるいは言葉を整理したという

ものにとどまると。

よく、大学のある先生が、いやいや、もっとたくさんあるんだと。挙げてもらったら、内閣総理大臣の靖国参拝、あれも変えたじゃないかという意見が出てきたんですけど、いや、あれは従前は断定はしていなかったけれども、事柄の性質上断定ができるまでは控えておこうと。事柄の性質上控えておこうと、そういう答弁をして見解を述べていたのを、中曾根参拝のときに一応前提をはっきりして参拝をしたという、それはやはり変えたグループの中には入らないんだろうと思います。少し曖昧にしてその結果として控えていたのを、その前提たる曖昧さのところを突き詰めてきながら立つ位置を決めたということだろうと思います。

○大森 内閣法制局の役割、最も硬い言葉で申し上げますと、法制局設置法で、法案審議のほかに、内閣、内閣総理大臣、その他の大臣に対して法律に関する意見を述べることと。法律上の根拠としてはそれだけなんですが、役割を、任務懈怠だと、そういう言葉を使う、常に使おうとは思いませんが、あの点は、それはもう異論があつたら本当はおかしいんですねというほど、99・99%は異論が生じないと。というはずであるにもかかわらず、そして、そういう事柄だから相手に、相手と言つたらば失礼でございますが、総理に、総理が最初は受け入れなくとも、それはもうそういうことだから駄目ですよということを、一回で駄目ならば二回、三回で駄目ならば五回と官邸に出かけて話せば、分かってもらわなければならぬ事柄なんですね。ところが、それをやつた気配はありませんので、だから私は任務の懈怠であるという言葉を言ったわけでございます。

だから、法制局はやることはいろいろあるわけですから、常に事後的に何かが、瑕疵が出たら、それは任務懈怠だと公の席で言うつもりはございませんけれども、あれだけは駄目ですということを申し上げます。

元最高裁長官・判事の見解

②朝日新聞2015年9月3日「「9条解釈、変更するなら改憲が筋」　元最高裁長官語る」（甲C5の19）

「憲法の番人」のトップを務めた山口繁・元最高裁長官が朝日新聞のインタビューに応じ、集団的自衛権の行使を認める安全保障関連法案を「違憲」と指摘し、安倍政権による憲法解釈の変更や立法の正当性に疑問を投げかけた。主な一問一答は次の通り。

—— 安全保障関連法案についてどう考えますか。

少なくとも集団的自衛権の行使を認める立法は、違憲と言わねばならない。我が国は集団的自衛権を有しているが行使はせず、専守防衛に徹する。これが憲法9条の解釈です。その解釈に基づき、60余年間、様々な立法や予算編成がなされてきたし、その解釈をとる政権与党が選挙の洗礼を受け、国民の支持を得てきた。この事実は非常に重い。

長年の慣習が人々の行動規範になり、それに反したら制裁を受けるという法的確信を持つようになると、これは慣習法になる。それと同じように、憲法9条についての従来の政府解釈は単なる解釈ではなく、規範へと昇格しているのではないか。9条の骨肉と化している解釈を変えて、集団的自衛権を行使したいのなら、9条を改正するのが筋であり、正攻法でしょう。

—— 「法案は違憲」との指摘に対して、政府は1972年の政府見解と論理的整合性が保たれていると反論しています。

何を言っているのか理解できない。「憲法上許されない」と「許される」。こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、憲法解釈とは言えない。論理的整合性があるというのなら、72年の政府見解は間違いであったと言うべきです。

—— 「限定的な集団的自衛権の行使」は容認されるという政府の主張についてはどう考えますか。

腑(ふ)に落ちないのは、肝心かなめの日米安全保障条約についての議論がこの間、ほとんどされていないことだ。条約5条では、日本の領土・領海において、攻撃があった場合には日米共同の行動をとるとうたわれている。米国だけが集団的自衛権を行使して日本を防衛する義務を負う、実質的な片務条約です。日本が米国との関係で集団的自衛権を行使するためには、条約改定が必要で、それをしないで日本が米国を助けに行くことはできない。しかし、条約改定というフタを開けてしまえば、様々な問題が噴き出して大変なことになる。政府はどう收拾を図るつもりなのでしょうか。

—— 安倍晋三首相ら政権側は砂川事件の最高裁判決を根拠に、安保法案は「合憲」と主張しています。

非常におかしな話だ。砂川判決で扱った旧日米安保条約は、武装を解除された日本は固有の自衛権を行使する有効な手段を持っていない、だから日本は米軍の駐留を希望するという屈辱的な内容です。日本には自衛権を行使する手段がそもそもないのだから、集団的自衛権の行使なんてまったく問題になってない。砂川事件の判決が集団的自衛権の行使を意識して書かれたとは到底考えられません。

—— 与党からは砂川事件で最高裁が示した、高度に政治的な問題には司法判断を下さないとす

る「統治行為論」を論拠に、時の政権が憲法に合っているかを判断できるとの声も出ています。

砂川事件判決は、憲法9条の制定趣旨や同2項の戦力の範囲については判断を示している。  
「統治行為論」についても、旧日米安保条約の内容に限ったものです。それなのに9条に関してはすべて「統治行為論」で対応するとの議論に結び付けようとする、何か意図的なものを感じます。

—— 内閣法制局の現状をどう見ていますか。

非常に遺憾な事態です。法制局はかつて「内閣の良心」と言っていた。「米国やドイツでは最高裁が違憲審査や判断を積極的にするのに、日本は全然やらない」とよく批判されるが、それは内閣法制局が事前に法案の内容を徹底的に検討し、すぐに違憲と分かるような立法はされてこなかったからです。内閣法制局は、時の政権の意見や目先の利害にとらわれた憲法解釈をしてはいけない。日本の将来のために、法律はいかにあるべきかを考えてもらわなければなりません。(聞き手論説委員・高橋純子、編集委員・豊秀一)

③第189回・平成27年9月15日・参議院・我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会公聴会・1号3頁(甲A53)

○濱田邦夫公述人 弁護士で元最高裁判所裁判官の濱田邦夫でございます。

私は、今、坂元公述人が言われた立場と反対の立場を取るもので。その理由についてこれから申し上げます。

まず、私の生い立ちというか、ちょっと御紹介したいんですが、70年前、私は九歳の少年でした。静岡市において、戦災、戦争の惨禍というか、その状況をある程度経験しておりますし、それと駐留軍が、占領軍が、米軍が進駐をしてきて、その米軍の振る舞いというか、それも見ております。また、いわゆる戦後民主主義教育の言わば第一陣の世代ということでございます。

その後、日本は戦争をしないということで経済的に非常に成長を遂げ、その間、私自身は弁護士として、主として海外のビジネスに携わって国際経験というものを積んでおります。最高裁では、私のような経験の者が最高裁に入るのはちょっと異例ではございましたけれども、それなりにいろいろ貴重な経験をさせていただきました。

今回、こちらの公聴会で意見を述べさせていただくバックグラウンドというものを一応紹介させていただきました。

安倍総理大臣がこの特別委員会で申されていることは、我が国を取り巻く安全保障環境が著しく変わっていると、そのために日米の緊密な協力が不可欠だということをおっしゃっています。そのこと自体についてはいろいろ考え方があり得るので、戦後、昭和47年に政府見解というのが出ておりますけれども、その当時は日中国交回復、沖縄返還に続いて日中国交が回復したというような状況で、冷戦体制というものがありましたので、その状況と比較してもう全然違うという認識がよろしいのかどうか疑問があるところだと思います。

それから、その次に安倍総理がおっしゃっていることは、今の子供たちや未来の子供たちへと戦争のない平和な社会を築いていくことは政府の最も重要な責務だと、平和安全法制は憲法第9条の範囲内で国民の命と平和な暮らしを守り抜くために不可欠な法制であるとおっしゃっているのですが、趣旨は全く賛成でございます。

私も四人孫がおりまして、今日ここにいるというのも、この四人の孫のみならず、その世代に自由で平和な豊かな社会を残したいという思いからでございますが、憲法9条の範囲内ではないんじゃないかというのが私の意見でございます。

その根拠としては、一つ挙げられることは、我が国の最高裁判所というところは、成立した法律について違憲であるという判断をした事例が非常に少ないと。ドイツとかアメリカは割合頻繁に裁判所が憲法判断をしておるわけですけれども、日本はしていないということを海外に行きますとよく聞かれます。その理由は、日本の最高裁判所は、アメリカの最高裁判所と同じように具体的な事例に基づいての憲法判断ということで、抽象的に法令の合憲性を判断する、いわゆる憲法裁判所とは違うということにあります。

なぜ日本では裁判所に、司法部に憲法判断が持ち込まれないかというと、これは、今はなきというとちょっと大げさですけれども、内閣法制局というところが60年にわたって非常に綿密に政府提案の合憲性を審査してきたと。この歴史があったがゆえに、裁判所の方はそういう判断をしないでも済んだということがございます。

今回の法制については、聞くところによると、この伝統ある内閣法制局の合憲性のチェックというものがほとんどなされていないというふうに伺っておりますが、これは、将来、司法判断にいろいろな法案が任されるというような事態にもなるのではないかという感じがします。

それと、今の坂元公述人のお話を聞いていますと、大丈夫だ、これで最高裁は違憲の判断をするわけないとおっしゃっていますが、私がここに出てきた一つの理由は元最高裁判所裁判官ということですけれども、これは、裁判官、私も5年間やりましたが、そのルールというか規範として、やはり現役の裁判所裁判官たちに影響を及ぼすようなことは、OBとしてはやるべきではないということでございます。

私がこの問題について公に発言するようになったのはごく最近でございます。それは、非常に危機感がございまして、そういう裁判官を経験した者の自律性ということだけでは済まない、つまり日本の民主社会の基盤が崩れていくと、言論の自由とか報道の自由、いろいろな意味で、それから学問の自由、これは、大学人がこれだけ立ち上がって反対をしているということは、日本の知的活動についての重大な脅威だというふうにお考えになっているということがございます。

それで、本来は憲法9条の改正手続を経るべきものを内閣の閣議決定で急に変えるということは、法解釈の安定性という意味において非常に問題がある。つまり、対外的に見ても、なぜ日本の憲法解釈が安定してきたかということは、今言ったように、司法判断がありますが、それを非常にサポートするというか、内閣の法制局の活動というものがあったわけですから、これが一内閣の判断で変えられるということであれば、失礼ながら、この内閣が替わればまた元に戻せるよということにもなるわけです。その点は、結局は国民の審判ということになると思います。

法理論の問題としては砂川判決とそれから昭和47年の政府見解というのがございますが、砂川判決については、御承知のように、元最高裁判所長官の山口繁さんが非常に明快に述べておりまして、それと、私自身もアメリカ・ハーバード・ロースクールで勉強した身として、英米法の論理のレイシオ・デシデンダイという、つまり拘束力ある判決の理由と、それから

オピタ・ディクタムという、つまり傍論、そういうことは、日本に直接は適用がなくても、  
基本的には日本の最高裁判所の判決についても適用されると思っておりまして、砂川判決  
具体的な事案としては、駐留軍、米国の軍隊の存在が憲法に違反するかということが中心的な  
事案でございまして、その理由として、自衛権というものはあるという抽象的な判断、それ  
から統治権理論ということで、軽々に司法部が立法院の判断を覆すということは許されない  
ということが述べられておりますけれども、個別的であろうが集団的であろうが、そういう  
自衛隊そのもの、元は警察予備隊と言っていた、そういう存在について争われた事案ではな  
いという意味において、これを理由とするということは非常に問題があるということでござ  
います。

それから、昭和47年の政府見解につきましては、お手元に、重複になるとは思いました  
けれども、お配りした資料というのがございますが、それを見ますと、カラーコピーで赤い  
判こがでていますけれども、この関与した吉國長官とか真田次長、総務主幹、それから参事  
官、そういった方々が国会でも証言しているように、このときには、海外派兵というか、そ  
ういった集団的自衛権というものそのものは政府としては認められないと。それと、内閣法  
制局なりその長官の意見というのはあくまで内閣を助けるための判断でございまして、その  
アドバイスに基づいて歴代の内閣が、総理大臣が決定した解釈でございます。

それで、今回私も初めて目にした資料が、そのとき防衛庁というところが「自衛行動の範  
囲について」という見解をまとめて、それを法制局の意見を求めたということでございまし  
て、手書きのところには防衛庁とありますが、ワープロに打ち直したところは防衛庁という  
記載がございませんけど、いずれにせよ、これは防衛庁のものとして認められて、そのとき  
国会にも出されております。

この47年の政府見解なるものの作成経過及びその後の、その当時の国会での答弁等を考  
えますと、政府としては、明らかに外国による武力攻撃というものの対象は我が国であると。  
これは日本語の読み方として、普通の知的レベルの人ならば問題なく、それは最後の方を読  
めば、「したがって」というその第三段でそこははっきりしているわけで、それを強引に外  
国の武力攻撃というのが日本に対するものに限られないんだというふうに読替えをするとい  
うのは、非常にこれは、何といいますか、法匪という言葉がございますが、つまり、法律、字  
義を操って法律そのもの、法文そのものの意図するところとは懸け離れたことを主張する、  
これはあしき例であると、こういうことでございまして、とても法律専門家の検証に堪えら  
れないと。

私なり山口元長官が言っていることは、これは常識的なことを言っているまでで、現裁判  
官、現裁判所に影響を及ぼそうということじゃなくて、普通の一国民、一市民として、また  
法律を勉強した者として当然のことを言っているまでございますので、私は、坂元公述人  
のように、最高裁では絶対違憲の判決が出ないというふうな楽観論は根拠がないのではないか  
かと思っております。

それで、時間が限られていますのでそろそろやめなければなりませんが……（発言する  
者あり）大丈夫ですか。

このメリットとデメリットのところで、抑止力が強化されてということですけれども、御  
承知のように、韓国、北朝鮮、中国その他、日本の武力強化等については非常に懸念を示し

ております。そういう近隣諸国の日本たたきというか、根拠がない面がかなりあるとは思いますが、それは国内的な事情からそれぞれ出てきている面が非常に強いわけですから、それに乗つかってこちらがこういう海外派兵、戦力強化というか、こういう形をしますと、それを口実にして、それらの近隣諸国たちが自分たちの国内政治の関係で対外脅威を口実として更にそういった挑発行動なり武力強化をすると。

つまり、悪循環になるわけで、これは今の中東で問題になっておりますところのイスラミックステートに米国始め有志国が束になって爆撃をしてもすぐに収まらないということを見ても分かるように、このようなものは戦力で解決するものではなくて、日本は、この戦後七十年の中で培った平和国家としての技術力とか経済力とか、それから物事の調整能力ですね、これはつまり戦力によらない形で世界の平和、世界の経済に貢献していくと。この基本的なスタンスを守る方がよほど重要なことでございまして、今回の法制が通った場合には非常に、在外で活動している、人道・平和目的のために活動している人のみならず、一般の企業も非常にこれはマイナスの影響を受けるということで、決してプラスマイナスをした場合に得になることはないというふうに思います。

それで、英語では政治家のことをポリティシャンとステーツマンという二つの言い方がございまして、御承知のように、ポリティシャンというのは、目の前にある自分や関係ある人の利益を優先すると。ステーツマンというのは、やはり国家百年の計という、自分の子供、孫子の代の社会の在り方というものを心して政治を行うと。どうか、皆様、そういうスタンスからステーツマンとしての判断をしていただきたいと思います。

国際的には、今度の法制についても、その論理的整合性とかそういうことが問題にされ得るわけですから、まして、日本人の中でまだ全体が納得していないような状況で採決を強行することは、日本という国の国際的信用の面からも問題があるのではないかと。

私は、政治家の皆様には、知性と品性とそして理性を尊重していただきたいし、少なくともそれがあるような見せかけだけでもこれはやっていただきたいと。それは、皆様を選んだ国民の方にも同じことだと思います。

そういうことで、是非この法案については慎重審議されて、悔いを末代に残すことがないようにしていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○蓮舫（民主党） 民主党の蓮舫です。

公述人の皆様、今日はありがとうございました。改めて、参議院の審議を通じて、公述人の皆様方の意見を聞いて私が思ったのは、安保法制は必要です、ただ、それはあくまでも憲法の枠の中なんだと。そういう意味で、今回の法案には私たちはやっぱり改めて反対だという思いを今新たにしています。

何点か短く濱田公述人に確認をさせてください。

まず、今審議されている集団的自衛権の行使を認めるこの立法、この立法そのものは合憲の範囲内ですか。

○濱田 違憲です。

○蓮舫 限定的な集団的自衛権、武力行使の海外派兵例はホルムズ海峡だけだったと、ここしか考えていないんだと安倍総理はこれまでずっと説明をしてまいりましたが、実は昨日の

参議院のこの委員会で、安倍総理自ら、ホルムズ海峡での機雷掃海は発生を想定していないと全否定をしました。立法事実はなあありますか。

○濱田 新しい法律を作る場合には、もちろん国会において多数党が賛成すれば形式的にはできるわけですけれども、法律家の立場から見ますと、その法律の成立が納得できるような立法事実というものがなければいけないということと、選挙で政権に就いている立場が与党ではありますけれども、その時点における国民の意見というもの、つまり納得性、国民の納得性というものがあつて初めて新しい法律というのはできるべきものと思います。

今回の一群の法律制定に当たっては、今議員がおっしゃったように、立法事実そのものを、政府、安倍総理等の答弁というのがどんどんどんどん変わって、現在ではいずれも該当しないことになっているというの非常に、それでも強行採決をするというのはどうも納得がいかないと思います。

○蓮舫 納得性の次に正当性を伺いたいんですが、ホルムズ海峡での機雷掃海は発生を想定していない、これ立法事実が崩れました。

もう一つは、去年の7月1日の閣議決定の後に、安倍総理自らがパネルを使って、米艦に乗っている日本人のお母さんと赤ちゃん、この人たちを守れなくてどうするんですか、だから限定的な集団的自衛権を使えるようにするんですと説明をしました。ところが、参議院の審議で、我が党の大野委員の質問の中で、この母子が乗っているというのは集団的自衛権行使の要件ではないことが判明しました。これも立法事実が崩れました。

納得性がない上に、この法案には正当性はあるでしょうか。

○濱田 正当性はないと思います。

安倍総理の手法は国民の感情に訴えたつもりでありますけれども、現在の国民感情というものは圧倒的に反対ということで、安倍政権に国民が望んでいるのは経済的な問題の解決、それで総選挙も勝ったわけですし、今も内閣を支持する一定の割合の国民がいるというのは、経済を何とかしてくれということであつて、戦争ができるようにしてくれと言っているわけじゃないと思います。

○蓮舫 もう一つ不思議なことがあるんですが、我が国と密接な関係の国が攻撃をされて新三要件を満たしたときに、被攻撃国からの要請があつて、我が国は我が国が攻撃されていないのに武力行使を使えるようにする。ところが、総理はいささかも専守防衛は変わっていないと言うんです。

これは変わっていないでしょうか。

○濱田 詭弁だと思います。

○蓮舫 さらに、不思議なのは、自民党の与党幹部の方たち、稻田政調会長、谷垣幹事長あるいは高村副総裁そろって、憲法学者、小林先生も含めて、違憲だと言うと、憲法学者が法律を違憲だと決めるものではない、最高裁だと言います。ところが、ある新聞、メディアにおいて最高裁の山口元長官が違憲だとそれをインタビューに答えて発言をしたら、今度はそれは、安倍総理は一私人の発言だと答弁をしました。

こういうことはどう思われますか。

○濱田 それはそのとおり、私も一私人として、ここでもこれまで発言をしております。

それは、そんなことを言うこと自体がそもそも間違っているというか、おかしなことであ

って、やはり現職の裁判官が、事件性を持った事案として最高裁に上がったときに、そのときに任務に就いている裁判官が決めることを〇Bがどうこうというようなことは、筋合いは全くありませんし、〇Bとしては、余りにもひどい状況で黙っていられないと、先ほども申し上げたように、本来は黙っていようと思ったんだけれども、どうにもこれでは日本の社会全体が駄目になってしまふということで立ち上がっているわけです。

その点では、奥田さん始めSEALDsの皆さん、全国のいろんな階層の人が、学者の人々が、芸能人も文人もみんな立ち上がっていると。その事実を認めようとしない政府の態度というのは、非常にこれから日本の政治、日本の社会に禍根を残すものだと思います。

○蓮舫 二点、政府が言う今回の法案の根拠というものについてもう一度確認をさせていただきたいんですが、政府はその根拠は1959年の砂川判決にあると。つまり、砂川判決というのは、私は米軍の駐留が問われたものと大学で学びましたけれども、政府はそうじゃなくて、これは集団的自衛権の行使が認められたものだと何度も何度も国会で答弁をしていますが、そなんでしょうか。

○濱田 それは間違っていると思います。

○蓮舫 どのように間違っていますか。できれば、分かりやすく教えてください。

○濱田 先ほども申し上げたように、日本の最高裁判所というものはアメリカと同じく具体的な事案についての判断を示すですから、判決の拘束力というものはその事案で中心的な法律問題に限定されるわけです。確かに判決理由の一部に自衛する権利というものはあるということは言っていますけれども、警察予備隊とか自衛隊とかそういうことが事案として取り上げられている事案ではありませんので、これは拘束力ある、英米法で言うレイシオ・デシデンダイという、そういう判決の中核を成す判断ではないということです。

○蓮舫 よく分かりました。

そして、もう一点、昭和47年の政府見解。私、何度も何度も音読して読んだのですけれども、どう考えても政府の答弁が分からぬんです。この47年政府見解に限定的な集団的自衛権がそもそも含まれていたと。含まれていると読めるんでしょうか。

○濱田 それは読みたい人がそう読んでいるというだけの話で、裁判所に行って通るかというと、これはあくまで一私人としての推測になりますけれども、それは通らないでしょう。

○蓮舫 いや、それが、更に不思議なんですが、内閣の法の番人の内閣法制局長官である横畠さんは、これは当然、当時から当てはめとして限定的な集団的自衛権は含まれていると、何度も何度も国会で答弁、しまいにはフグの毒の事例も使っているんですけども。

改めて、そう考えると、先ほど濱田公述人は今はなき法制局とおっしゃいましたが、この法制局の存在は今はどういうものなんでしょうか。

○濱田 それは部外者として分かりませんけれども、ある意味では非常に世界的にユニークな存在であります。具体的な事案ごとにその事案の当事者だけに効力を及ぼす司法判断、憲法判断があるというやり方は、これはイギリス、アメリカのやり方ですけれども、それはマクロ的に見ると非常に能率が悪いわけですから、日本の戦後70年、そのうち法制局が活動してきたのは60年になりますけれども、日本的に言うと、非常に能率、社会的効率としては非常にいいシステムであったわけです。

その機能が失われた状況で、内閣の言うとおりのことを言う人を時の長官にするというよ

うな人事自体が国民の信頼を著しく損なっていると思います。

○蓮舫 非常に分かりやすいです。

濱田公述人は最高裁の判事もお務めになられたと思うんですけども、一点だけ教えてください。この47年政府見解、外国の武力攻撃、これを読み替えているんですね、政府は。この読み替えは法的な論理として認めることは、これは困難と解していいでしょうか。

○濱田 日本語を普通に理解する人のみならず、法律的訓練を受けた専門家から見たならば、とてもそのような読み方はできないと。それだけじゃなくて、先ほども申し上げたように、これは起案されて僅か2日でこの見解なるものができた、それをぱくっと時の内閣、これは田中角栄内閣になるんですか、が認めているということで、閣議決定があったわけではなくて、その法制局の意見をそのまま政府見解としたというだけの話ですね。

それで、その後の国会での審議の状況を見ますと、この作成に携わった方々が海外派兵ということは全然視野に入っていませんということを何回も確認をしているわけで、それに加えて、防衛庁がその点について自ら作った、今お手元に差し上げた文書で、海外派兵は憲法の枠外だよとはっきり言っているわけですよね。それを今更そこにあったというのは、先ほど申し上げたように法匪的な発想でしかありません。

○井上哲士（日本共産党） 日本共産党の井上哲士です。

今日は、六人の公述人の皆さん、本当に貴重なお話をありがとうございます。

まず、濱田公述人にお聞きをいたします。

砂川判決が集団的自衛権を容認したものでないにもかかわらず、そのように言われている今の在り方に批判のお話もありました。

この砂川判決自身は、実は当時、マッカーサー駐日大使が日本政府に働きかけて、いわゆる高裁を飛ばす跳躍上告が行われたこと、また、当時の田中最高裁長官が裁判の見通しなどをマッカーサー駐日大使と個別に話をしていたということがアメリカの公文書館から明らかになっておりますが、裁判の中立性を私は大きく損なわせるものだと思いますけれども、濱田公述人の御感想というか御意見をお聞きいたしたいと思います。

○濱田 田中耕太郎先生は有名な商法学者であられ、かつ、最高裁退任後は司法裁判所、世界の裁判所というところで長年お勤めになった大変偉い先生ですが、おやりになったことは司法に汚点を残す誠に残念な行為だったと思います。

それで、先ほど坂元公述人が、最高裁はこの今回審議されている法案は違憲と判断しないだろうという大変楽観的な見通しを言われましたが、今の現役の裁判官は大変優秀な人です。その司法部をなめたらいかんぜよ。

○井上 ありがとうございます。

今回の法案がアメリカが自衛隊に肩代わりをさせようとしているんではないかと、こういうようなお話をされているのをお聞きしたことがあるんですけども、その点、いかがお考えでしょうか。

○濱田 今回アメリカが願っていることは、自国民の死傷、兵隊の死傷を減らし、国民の税金の負担を減らし、それを日本国民の死傷と税金に肩代わりしてくれと。

どの国も自国の利益だけをこれは追求するのは世界の中で当然のことなので、私が心配するのは、現政権が、日本人の、殊に若い世代の福祉、生命、生活というものを本当に尊重し

てもらっているのだろうか、日米同盟の強化ということに凝り固まってアメリカの言わば手先になる、これだけ唯々諾々とする、まあ占領のときにも占領軍に非常に唯々諾々と日本は従いましたけれども、70年たってまたやることはないんじゃないのというのが私の意見です。

○水野賢一（無所属クラブ） 続いて、同じく坂元公述人、また濱田公述人に同じ質問をさせていただければというふうに思いますけれども、今回の法案の特徴として十本の法案を束ねているという部分があるわけですよね。もう一本新法も出していますけれども、十本の、それこそPKO法だ、若しくは今の集団的自衛権に関わるものもあれば、周辺事態法の改正もあれば、在外邦人救出に関する事項もあればと。要するに、たくさんのが束ねられているというふうになっていますから、そうすると、普通、十本ぐらい法律の改正があれば、この改正は理解できますよ、だけどころは絶対のめませんねとか、ここはもっともっと情報を開示してもらわなきや困りますねとかということは言いたくなることが世の常だと思うんですけども、残念ながら投票行動でそういう投票行動はできなくて、一括して丸ごと賛成なんですか、若しくはトータルとしてノーなんですかというふうにしか投票ができない。まあ束ねているからこそそうなんですね。

両公述人にお伺いしたいのは、こうやって束ね法の形で出していることが適當なのかということと、若しくは、もう一つは、今日どうしても話題は、集中するのは集団的自衛権の部分に集中していますが、今申し上げたようにそれだけが今回の法改正ではないですから、例えばPKOだとか、周辺事態の後方支援だとか、在外邦人救出だとか、いろんなことが関わっていますけれども、この辺については何か御見解があればお聞かせをいただければというふうに、坂元公述人、濱田公述人にお願いいたします。

○濱田 十本まとめたということ自体は、私の理解では、安倍政権がアメリカ政府、議会に夏までに通すという約束をしたという国際公約を実現するために、無理やり力強くでも通すよ  
という意思表示としてこれがまとめられているというのが正解だと思っております。

それから、集団的自衛権の問題以外のPKO法案等について修正を加えるということ自体は、これは、これまで国際的な平和貢献ということで自民党政権の下で着々と準備をされて実行されてきている法律群というのがあるわけですね。それは、私の理解では、内閣法制局が憲法解釈のぎりぎりのところ、つまり憲法9条改正しないでできるマキシマム、限界まで一生懸命解釈をしてでき上がってきているものというふうに私は理解しておりますので、これまでのPKOその他の国際平和貢献の法案では非常に不足である、無理であるという点についての説明なり説得というのはなされていないんじゃないかなと、そこの集団的自衛権と抱き合せにして何が何でも中央突破しようという政治的意図でこれが行われているというのは問題がある。つまり、これまでの日本の平和憲法の解釈でぎりぎりまでやってきたものを超える部分は、PKO等の法案についてもやはり問題があるというふうに思います。

以上